

「情報化施工技術」を活用した場合、工事成績評定で加点されます。

◆評価対象工事

情報化施工技術を採用した工事

- ・発注者指定型、施工者希望型ともに加点し、
施工者希望型の場合、試験施工調査の実施の有無は問わない。
- ・主任技術評価官が創意工夫（施工）において **2点**の加点。

◆新技術との関係

- ・情報化施工技術のうち**NETIS登録されている新技術**を活用した場合、主任技術評価官が創意工夫（施工）において、**新技術と情報化施工合わせて最大5点**の加点対象。

◆総合評価落札方式との関係

総合評価による情報化施工技術の**技術提案があり評価した場合に、実際に工事で活用した場合には、工事成績評定においても加点。**